

患者様へのご案内

【電子的診療情報連携体制整備加算について】

オンライン請求を行っております。電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して医療の提供に努めています。電子処方箋発行体制を有しております

【時間外対応加算について】

当院では、診療時間外は留守番電話で対応、翌診療日の対応とさせて頂いているため、再診患者様に対して時間外対応加算を算定しております。また、時間外対応加算の時間外とは、時間外の体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者様が対象となります。

【夜間・早朝加算について】

厚生労働省の診療規定に伴い、一部時間帯の診療における加算が設定されております。受診する以下の場合に診察料（初診料または再診料）に加算されます。

・平日の 18 時以降 ・土曜日の 12 時以降

予約診療を受けられる方につきましても、上記時間の該当時間の診察は、同様に加算されます。

【機能強化加算について】

当院はかかりつけ医機能を有する診療所として、以下の対応のもと機能強化加算を算定しております。健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保険・福祉サービスの利用等に関する相談、夜間・休日の問合せへの対応、必要に応じて専門医・専門医療機関への紹介、他院からの処方薬を把握した上での服薬管理を行います

【生活習慣病管理料(Ⅰ)(Ⅱ)について】

高血圧、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。2024 年 6 月 1 日から高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定されていた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名を頂く必要がありますのでご協力お願いします。

【在宅医療情報連携加算について】

ICT ツール(メディカルケアステーションを活用し、以下の機関と連携しています。

多機能型介護ホーム芝の里・マザーズ・地域包括支援センターきぼう・訪問看護ステーションアップル・橿原訪問看護ステーション・ケアプランセンター香心・デイサービス花の家・あおば薬局

【長期処方・リフィル処方箋について】

患者様の状態に応じて、28 日以上長期処方、リフィル処方箋のいずれも対応可能です。

長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて、医師が判断いたします。

【一般名処方加算について】

政府からの医療費抑制と医薬品の不安定供給の現状を鑑み、後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名(有効成分の名称)で処方する場合がございます。

【在宅医療充実体制加算】

2025 年 8 月～2026 年 7 月の看取り実績件数は 29 件です。

必要に応じ、医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所、ケアマネージャー連携し、在宅療養を支援します。

患者様やご家族様の不安や相談に対して支援を継続的にを行います。

社会医療法人 健生会 大福診療所
所長 朝倉 健太郎
令和 8 年 9 月 1 日